

＜就労移行支援＞

【令和7年4月1日現在】

事業所名	就労支援事業所リエゾン				
事業の種類	就労移行支援	事業所番号	第1710105824号		
事業所の所在地	石川県金沢市茨木町67番地				
	076-208-3015	管理者	中山 肇		
運営方針	<p>1. 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行う。</p> <p>2. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。</p> <p>3. 事業の実施にあたっては、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ適切な援助を行い、地域との結びつきを重視し、関係行政機関、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携によって援助の質を高めるよう努める。</p>				
サービス内容	<p>利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、本人等と協議をし、契約締結後に作成する「個別支援計画」に定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個別支援計画の作成 2. 就労に必要な知識、能力を向上するために必要な訓練 3. 生産活動 4. 実習先企業等の紹介 5. 求職活動支援 6. 生活相談 7. 訪問支援 8. 健康管理 9. 施設外支援、施設外就労 10. 職場定着支援 				
実施単位数	利用定員	20名			
営業日	月曜日から金曜日、ただし12月31日から1月3日までを除く。				
営業時間	午前8時30分～午後5時15分				
サービス提供時間	午前9時00分～午後4時00分				
事業の実施地域	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町、野々市市等				
従業者の職種、員数	管理者兼サービス管理責任者：1名、就労支援員：1名、職業指導員：1名、生活支援員：1.6名以上				
事故発生及び緊急時の対応について	利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等、必要な処置を講じるほか、家族等へ速やかに連絡いたします。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。				
苦情相談窓口	<p>窓口：就労支援事業所リエゾン</p> <p>担当者：山口 早紀</p> <p>連絡先：076-208-3015</p>				
第三者評価の実施状況	<p>実施の有無（有・無）</p> <p>訓練等給付費から給付されるサービス利用料金</p>				
利用料	<p>□指定就労移行支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町から基準額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はその1割とします。ただし、市町が定める月額負担上限額の範囲内とします。</p>				
その他の費用	<p>□就労や実習に向けての支援のうち、利用者に負担していただくことが適当であるもの：実費</p> <p>□日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者に負担していただくことが適当であるものの：実費</p>				
サービス利用に関する留意事項	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者は、宗教活動、政治活動、営利活動、飲酒、暴力等、他の利用者に迷惑を及ぼすような行為をしてはならない。 • 利用者は、管理者や生活支援員等と協力し、施設内の秩序を保ち相互親睦に努める。 • 利用者は、施設内の清潔・整頓、その他の環境衛生の保持のために協力する。 • 利用者は、外出する場合は事前に事業者へ届け出る。 • 利用者は、外出する場合は事前に事業者へ届け出る。 • 利用者は、指定場所以外での喫煙をしない。 • 利用者は、お互いに金品の貸し借りをしない。 				